

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 7月 1日施行

令和 8年 5月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規則第9号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 5月 29日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規則第9号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年佐用町規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

第61条 条例別表第2の27の項の規則で定める事務は佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱（令和2年3月27日要綱第12号）第4条による医療費の助成に関する申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の27の項の規則で定める情報は次に掲げるものとする。

- (1) 高校生等又は当該高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る住民票関係情報
- (2) 高校生等又は当該高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る地方税関係情報
- (3) 高校生等又は当該高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
- (4) 高校生等又は当該高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 高校生等に係る障害者関係情報
- (6) 高校生等又は当該高校生等と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。